

## 優良配置販売業者認定制度（略称 GHP）は揺籃期を経て

発行：日本置き薬協会 事務局

昨年2月より始まった「優良配置販売業者認定制度」は、下記の業者を2017年内に認定し、2018年より多くの業者を認定する発展段階に入ろうとしている。

認定日	本社所在地	優良配置販売業者	認定番号
2017年 8月18日	愛知県	(株)中京医薬品	第17-0001号
11月30日	山口県	(株)新日配薬品	第17-002号
12月1日	東京都	(株)内外救急薬品	第17-0003号
12月28日	岩手県	杉沢薬品(株)	第17-0004号
12月28日	宮城県	(株)新日本薬品	第17-0005号

### 「優良配置販売業者」認定制度とは

300年続く配置販売業（置き薬）は、消費構造の変化や競争の激化、規制緩和などの時代の流れの中で、その役割は終わりつつあると言われていたが、超高齢社会に伴った買い物や生活困窮者は、地方のみならず大都会でも大きな問題となっており、改めて居宅や事業所でサービスを行う配置販売業（置き薬）の活用が見直されています。

しかし、現在の配置販売業者の中には、親しまれ信頼される業者が多いにも関わらず、詐欺まがいや法に抵触する配置販売業者も存在し、業界の信頼を著しく低下させているのも事実です。

そこで（一社）日本置き薬協会と（一社）日本配置販売業協会が核となる（一社）日本ヘルスケア協会配置業部会は、配置販売業の信頼を取り戻すため、下記の目的を持って平成29年2月より本制度を開始しました。



- 目的
1. 信頼して活用できる配置販売業であることが地域生活者に識別できるようにする。
  2. 客観的な評価認定で事業者および働く従事者の誇りや社会的意義を確立する。
  3. 高齢化社会に機能する新しい配置販売業になるための基準を整え、業界で推進する。
  4. 基準を元に、次代に発展する新ビジネスモデルを構築する。
  5. 次世代や後継者に希望をもって事業が継承され、発展する業界にする。

○認定の内容 「基準項目実施チェックシート」の審査基準項目を十分に満たし、日本置き薬協会か日本配置販売業協会が推薦し、日本ヘルスケア協会が認定。

○名称、略称 医薬業界には業界基準としてGMP GSPなどがあり、これに倣い制定された。

○認定業者の対応 認定されると認定業者へ認定証が送付される。各社の判断により社内に掲示、展示されることになるが、「優良配置販売業者認定シール」を得意先の配置箱に添付し、得意先に本制度の理解と認識

をして頂く必要がある。このため、日本ヘルスケア協会配置販売業部会が本シール受注の仲介を行って頂く事になっている。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒332-0034 埼玉県川口市並木2-30-6 内外救急薬品内  
Tel 080-5514-7511 (有馬) fax 048-251-9657